## 戦国時代③~信長の経済政策とキリスト教伝来~<sub>教科書P. 156~160</sub>

本日の目的:信長の経済政策の特徴とキリスト教伝来について理解する。

○戦国大名の主な収入源	
・1: 領地からの年貢米等・2	: 国内・国外との貿易
・3:営業税・関所からの関税 ・4	: 金山·銀山
○信長の土地政策	
・5: 近江(1568)、伊勢(1568)、山城(157	4)、大和(1575、1580)
➡所有者に土地の等級・面積・作人・年貢量等を書い	て指出させた(自己申告制)
➡大和では、興福寺などの寺社に対しても指出検地を	実施。
○信長の貿易収入:直轄都市からの税収	草津
・6: 国際貿易都市・国内最大の火縄銃生産地	大津
<ul><li>★矢銭(軍資金)2万貫を賦課→直轄領とする</li></ul>	堺
	San
<ul><li>・7:畿内・北国間の交易港、湖上交通の要衝</li><li>・8:東海道・中山道を結ぶ陸路交通の要衝</li></ul>	The state of the s
・8・米伊旦・中山垣を桐み陸崎久地の安倒	Reference to the second
○信長の税:税収を確保しつつ、経済の活性化を図る	
• 9 : 六角定頼 (1549) 、今川氏真 (1566)	が信長に先んじて楽市を導入
➡ 加納(1567)、金森 (1572) 、 10 (1577)	
※楽市令は荒廃した町の復興や新たに築いた城下町の多	後展のために限定的に出された。
・11(1569) = 支配地域で実施	
→関銭(通行料)や関所を通る際に行われていた通行妨害	客を無くし、通行や物資輸送
を円滑にする事を目的とした	* I.J. 71
• 12(1569): 貨幣流通量の増加による経済活	
→「支払い時の劣悪な銭貨の受け取り拒否」を禁止(薬) →鐚銭などの受け取りを拒否されやすかった銭と正貨と	
→金・銀を貨幣として使用することを義務付ける New	
→金・銀・銅銭のレートを固定 New!	•
○信長の鉱山収入:銀鉱山	
・13(1569): 撰銭令の5か月後に占領	
➡管理は堺の有力商人14が担当	
→生野銀山周辺の国人衆は征服後も、たびたび銀の拠と	Hを拒んだため、安定した収

入源になるのに数年を要した。

◎キリスト教の伝来(1549年)	
15: イグナチウス=ロヨラと <sub>16</sub> → <sub>17</sub> (島津貴久)で布教(翌年禁止)	(耶蘇会)設立
→ <sub>17</sub> (島津貴久)で布教(翌年禁止)	-
→上京するが布教の認可は得られず	
〈布教活動に成功した地域〉	
・山口(周防: <sub>18</sub> )・大分(府内: <sub>19</sub> ) ➡1551年、日本を去る➡その後、多くの宣教師が来訪するようになる	, ) <sub>o</sub>
20(主にイエズス会)の活躍	
・司祭職 (洗礼を授けられる) : 21(伴天連)	
(1) (1)	
【戦国時代に来日した主な宣教師】	
<ul><li>・ガスパル=ヴィレラ (ポ)</li></ul>	
➡著作『耶蘇会士日本通信』: 堺の自治を紹介	
・22(ポ):信長と親交	
➡著作『日本史』: 1549~93年の日本の記録	
・ヴァリニャー二 (イ):23を発案	
→ 24(神学校) ・ 25(聖職者養成学校)	。房際お割立
・オルガンティーノ (イ):信長、秀吉と親交	が別れて以上
・オルカンティーテ (イ) . 信長、	
26:キリスト教に入信した戦国大名	
➡布教を認めた大名領にポルトガル船が入港(南蛮貿易の実現) 【 ***********************************	
【主なキリシタン大名】	
* 27(豊後):洗礼名フランシス * 28(肥前):洗礼名バルトロメオ * 29(肥前):洗礼名ジョン=プロタシオ_	
・28(肥前):洗礼名バルトロメオ	
┗・29(肥前):洗礼名ジョン=プロタシオ_	
$\uparrow$	
30(1582):ヴァリニャーニの提案	
→伊東マンショ・千々石ミゲル・中浦ジュリアン・原マルチノの4少	年がローマ教皇
グレゴリオ13世に謁見 ➡1590年帰国	
<本日のまとめ>	
・信長は <b>指出検地</b> を広く実施し、 <b>これまで年貢を免れてきた寺社</b> に対	けしても指出を
強制的に提出させた	

- ・信長は将軍義昭に堺・大津・草津の支配権を認めさせ、畿内地方の物流をその手 中におさめた。
- ・楽市令は、様々な税の減免によって荒廃した町の復興や新たな町の発展を促進す るために出された。
- ・領内の関所を撤廃することで通行や物資輸送を円滑にすることで、経済活動の活 性化を図った。
- ・信長の撰銭令は当時、交換比率がバラバラだった銭貨に固定相場制を導入すると ともに、金・銀・銭の交換比率についても定めた点が画期的だった。